

改定版 LPガス

消費者の願い

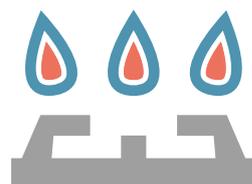
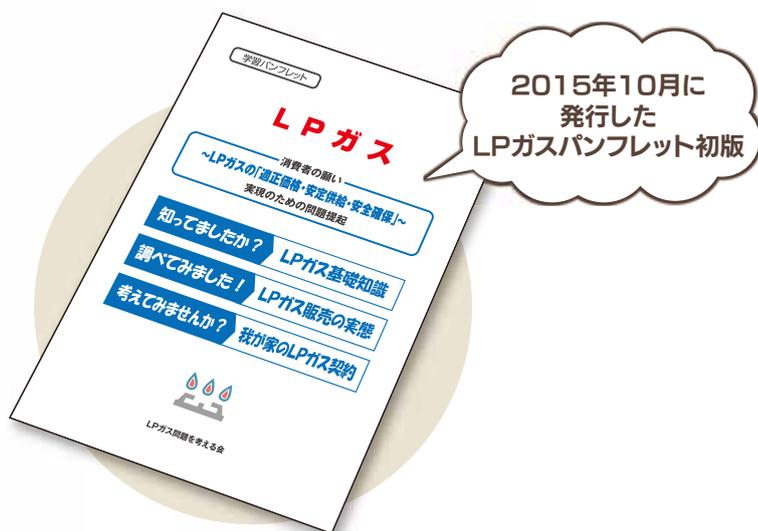
LPガスの 「適正価格・安定供給・安全確保」

この間のとり組み報告と問題提起

調べて、分析し、社会に働きかけました

調査は、社会評価を受け、国が動きました

消費者の権利獲得には、
ひきつづき消費者の監視と行動が必要です



LPガス問題を考える会

発刊に当たって

LPガスは公共性の高い家庭用エネルギーであり、全国の半分以上の世帯で使われています。また、災害時などでは復旧が他のエネルギーに比べても早いなど、頼りがいがある存在です。

しかしその一方、以前からLPガスの料金体系の不透明さや価格の高さ、解約時のトラブルなど、消費者の不満が大きいことも言われていました。

そうした状況を改善するために、「LPガス問題を考える会」をはじめとする団体が、2015年以降、消費者運動を展開してきました。検針票や請求書の分析、消費者へのアンケート、販売業者のホームページ調査などを通じて、問題点を明らかにしてきたのです。

こうした運動に対応するように、経済産

業省は2017年、LPガス販売にかかわる省令の一部改正と販売のガイドラインを制定しました。しかし、その後の総務省北海道管区行政評価局の調査結果でも明らかなように、LPガス販売業者の実態は、改善がなかなか進んでいません。

ただ、そのような中、不動産取引の事前説明事項にLPガス情報や料金を組み入れた北海道大学生協の取り組みにより、北大周辺のアパート・マンションのLPガス料金が引き下げられたことなど、一定の成果も見られます。

消費者がLPガスから求めているのは、適正価格・安定供給・安全確保の3つ。これらを実現するための一助として、一人でも多くの方にこの小冊子をご活用していただければ幸いです。

LPガス問題を考える会 事務局 川原 敬伸

目次

- 2015年LPガス問題への取り組みがスタート … 3
 - 調査分析し、社会に働きかけました … 4
 - 消費者が示した「調査の事実」が国を動かしました … 5
 - 消費者の調査分析でLPガス販売の容認出来ない実態が明らかに！ … 6
 - 問題点の整理と問題点発生の構造把握 … 8
 - 私たちの取り組みが実を結んでいます … 10
 - 国を動かす原動力になりました … 11
 - 国、総務省と経産省エネ庁が実態調査に動き、消費者の懸念が実証されました … 12
 - 消費者から支持されるLPガス業界へ、改革を求めます！ … 16
 - 課題は明確です。鍵は、消費者を尊重する業界の体質改革です … 17
- 資料編
- 北海道のLPガス調査データより … 18
 - 全国のLPガス、都市ガス調査 … 20
 - 情報公開に関する調査 … 21
 - 新聞記事 … 22
 - プロパン産業新聞記事 … 23

2015年LPガス問題への取り組みがスタート

取り組みのきっかけ（なんか変だな）

LPガスは全国の約52%の世帯（北海道では約62%）で使用されており、家庭生活にとって重要なエネルギーの一つになっています。しかし、以前から、各種消費者相談窓口でLPガス問題に対する苦情として、次のような声が寄せられてきました。

- ① 料金システムがわかりづらい
- ② 都市ガスに比べて価格が高い
- ③ 同一業者・同一地域でも価格が違う
- ④ 業者を変更したらトラブルになった

とりわけ北海道においては、LPガス料金が他の地域と比べて高額であり、全国平均価格との価格差も、年々拡大しています。しかし、実態把握と根拠提示が行なわれないうまま、不透明なLPガス販売が長く続いていました。

消費者が求めていることは？（安ければ良いとは思っていません）

LPガスは公共性が高く、家計支出に占める割合が大きいとともに、自由市場のエネルギーという特長があります。また、災害復旧時などにいち早く供給が再開される、頼りになるエネルギーです。そのため、私たち消費者は次のことをLPガスに対して求めています。

- ① LPガス販売の「適正価格・安定供給・安全」の確保
- ② 消費者の「知る権利と選択の自由」の確保

「考える会」の結成（単独のとりくみではムリでした）

2015年4月、適格消費者団体消費者支援ネット北海道（ホクネット）、北海道消費者協会、北海道生活協同組合連合会（道生協連）の3団体が協働して、「LPガスを考える会」（略称「考える会」）を立ち上げ、LPガス取引の実態調査と分析や事業者・行政・消費者団体それぞれに向けた働きかけを進めてきました。（事務局は道生協連が担う）

調査分析し、社会に働きかけました

「考える会」や全国生協連合会・全国消団連が様々な調査を行い、LPガス問題の実態を明らかにしてきました。その事実をもとに、消費者団体は行政・LPガス業界・マスコミ等に対して働きかけを行なってきました。

2015年	1月	室蘭工業大学生協で予備調査を実施（サンプル数40）
	2月	ホクネット、LPガス問題110番を実施 2時間で22件の相談
	4月	「LPガス問題を考える会」発足
	5月	価格推移分析とアンケート調査・請求書の集約・分析（91社の請求書318枚）。（とり組みのベースとなった調査でした）
	8月	各種学習会を開催 経産省主催「北海道地方LPガス意見交換会」参加・発言
	10月	「LPガス 学習パンフレット」の作成・配布（2000部）
2016年	4月	北大生協による北大周辺のアパート・マンション実態調査（サンプル数98棟、入居者数2763名）第1弾
2017年	2月	道内LPガス販売業者へのアンケート調査 355業者に配布し、98社から回収（回収率27.6%）（LPガス問題を考える会）
	2月	北海道で「公開学習会」開催（LPガス問題を考える会主催）、行政（経産省エネ庁、北海道庁、日本生協連）も参加
	8月	経産省エネ庁主催「北海道地方LPガス意見交換会」に参加・発言（2015年から連続して毎年参加し発言）
2018年	5月	コープさっぽろ組合員を対象にWebによるアンケート調査
	6月	第2弾 北大生協の物件に関する調査（第1弾と同一物件98件）
	6月	LP事業者に関する経産省のリスト検証（ホームページの実態調査）
2019年	1月	全国消団連が経産省に対して「LPガスの料金透明化と取引適正化に向けた意見」を提案
	2月	全国消団連が総務省に対して「平成31年以降の行政評価局調査テーマ候補についての意見」を提案
	2月	日本生協連主催「家庭用エネルギー学習会」開催、全国各地の14の生協と生協連をはじめ、全国消費者団体連絡会、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会、消費者庁、内閣府消費者委員会、公正取引委員会など、行政組織や公的組織も参加

**結果、問題点の実態と背景が
うきぼりになりました**

消費者が示した「調査の事実」が国を動かしました

国がLPガス問題を早い段階から認識していたことが、1999年の公正取引委員会の実態調査報告からもうかがわれます。しかし実際には具体的な動きはなく、2015年以降の消費者団体の働きかけによって2017年になって、経済産業省が省令の一部改正とガイドラインの制定を行いました。さらに2018年総務省行政評価局が調査を行い改善通知を出しました。

1999年 6月	公正取引委員会が「LPガス販売業における取引慣行等に関する実態調査」を報告 ●明らかになった問題 ・消費者の6割以上が高価格と感じている半面、自由料金制であることを知らない人が7割以上。 ・請求書には使用料と使用料金が記載されていない例が多かった。 ・契約時に料金表を受け取った消費者は約3割に過ぎない。 ・販売業者の6割以上が、無償配管を行うことがある。 ・無償配管に要した費用について、契約顧客全体からガス料金に含めて回収している例が多数を占める。 ・販売業者変更の際、4割以上の販売業者が、前の販売業者から不当に高額な配管設備の買い取り代金を要求された。 ・販売業者の約3割が、建築業者等に紹介料を支払うことがある。 ・半数以上の販売業者が、ガス器具の無償提供や貸与をしたことがある。
2015年 12月	北海道が消費生活モニターアンケートで「ガス契約に関する意識調査」4年連続実施中
2016年 2月	経産省エネ庁ワーキンググループ（WG）を開催し、「取引適正化と料金の透明化の促進等」を審議（座長は橘川武郎・東京理科大学教授）
5月	経産省エネ庁WGが報告書
2017年 1月	経産省、省令の一部改正とLPガス販売指針に対するパブリックコメントを公募
2月	液石法省令の一部改正、6月取引適正化ガイドラインの公表・施行* <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>●省令改正のポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 算定根拠を通知する ② 空調施設等の価格を記載する </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 45%;"> <p>●ガイドラインのポイント</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 標準的な料金メニュー等の公表（HPなど） ② 書面を交付するときの説明 ③ 料金を変更する場合の事前通知 ④ 苦情・問い合わせへの対応 </div> </div>
2018年 4月	総務省北海道管区行政評価局がLPガス調査を実施
10月	総務省が調査結果を発表、北海道経済産業局に改善措置を通知
2019年 1月	北海道経済産業局は「改善報告」と、公正取引委員会北海道事務所に対し「独禁法の規定に違反している疑いのある事例」について報告
4月	経産省エネ庁は賃貸集合住宅の実態調査をWEBで実施・発表
5月	北海道ほか都道府県の立ち入り調査の発表（予定）

**行政を動かしてきた
私たちの取り組みに対して、専門家や
マスコミなどから高く評価されました！**

消費者の調査分析でLPガス販売の容認

不透明性の実態（なんだか、前近代的な事業経営）

1 契約時の「書面交付」「料金システム提示」「料金システム説明」実態調査 2018年コープさっぽろWEB調査より

(回答数1265)	あった	無かった	忘れた
契約時の書面交付	29.7%	11.4%	58.9%
料金表・料金システムの提示	22.7%	18.7%	58.7%
料金表・料金システムの説明	20.6%	19.5%	59.9%

料金表・料金システムの説明があったとの回答は20.6%にとどまり、なかったが19.5%、忘れた約60%の実態です
消費者にも問題がありますが、業者の「書面交付・提示・説明」も不十分です。消費者の中には、LPガス料金を一種の公共料金との思い込みがあります。業者はこれに甘えて、省令やガイドラインで義務化されている「料金構成やその内容を消費者にわかりやすく示す」を積極的に推進していません。

2 請求書・検針票の基本・従量料金の実態調査（2015年6月 91社318枚）

基本料金と従量料金に分けて表示している業者は20%にとどまり、区分がなく「ガス料金」との表示が80%を占める状況でした。

ガイドラインでは基本料金と従量料金の区分が定められ、設備利用等料金を区分する三部料金制導入が推奨されています。（その後、区分請求は改善基調にあります）

請求書に明細がないところが多いということです。
消費者目線ではなく、「自分だけ・今だけ」の業界体質が現れています。

消費者不在の不透明性

出来ない実態が明らかに！

大きな価格差（合理性がなく、消費者が納得できない価格差）

- ① 基本料金で、1600円から2300円まで約1.43倍
- ② 基本料金と従量料金の区別のない「ガス料金請求書」で
 - 1.0㎡で、1.85倍
 - 2.0㎡で、1.58倍 大きな価格差

似たような配達環境にある、灯油価格でも地域差はありますが、札幌と地方の価格差は3円前後（3～4%）程の格差です。LPガス販売の価格差の実態は、合理的な理由がなく、消費者には納得できない格差です。

同一地域・同一業者でも価格差の存在

3 学生向け賃貸集合住宅調査

北大生協が斡旋仲介している、学生向け賃貸集合住宅98棟（入居者2763名）の、オーナーから料金表を集約・分析しました。（エリア南北1.7km東西1.9km）

① 業者間格差

基本料金は、1000円から3500円 3.5倍
従量料金は、1㎡で2.8倍 5㎡で2.4倍

② 同一エリア内で販売している同一業者内でのガス料金の価格差は

1㎡で1.92倍
5㎡で1.83倍の差

注記 この調査は2016年と2018年に98棟の同じ物件で調査しましたが一部業者の値下げと値上があり、価格差は広がりました。

**なにか変です！（理解できない価格差）
消費者に知らされていない
理由がありました。**

問題点の整理と問題点発生 of 構造把握

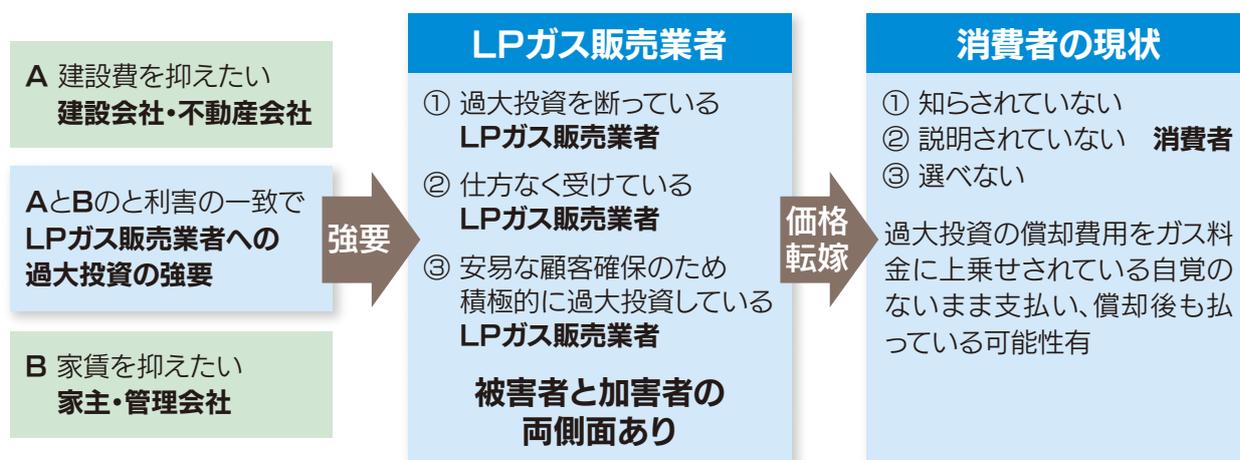
これまでの消費者の調査によって明らかになった問題点を整理し、そこから浮かび上がるLPガス業界の構造を明確にしました。

問題点の整理

- | | |
|----------------------|---|
| ① 不透明な取引慣行の温存 | 経産省の省令と販売のガイドラインが守られていません |
| ② 大きすぎる価格差 | 同一地域内における業者間価格差と同一地域・同一業者内で価格差の存在 |
| ③ 過大投資と費用の価格転嫁(慣習化) | LPガスの独占的供給権と引き換えに、無償配管などの設備費用を建設業者やオーナーから強要され、それを消費者への価格に転嫁してきたこと |
| ④ 合理性がなく、納得できない料金体系 | 多種類の料金表があり、合理性のない不透明な料金体系が存在 |
| ⑤ 情報公開のわかりにくさ、信頼性の低さ | HPで情報公開をしていない、わかりにくい、情報の信頼性が低い |

構造の定式化

特に集合住宅における価格差の構造理解、過大投資

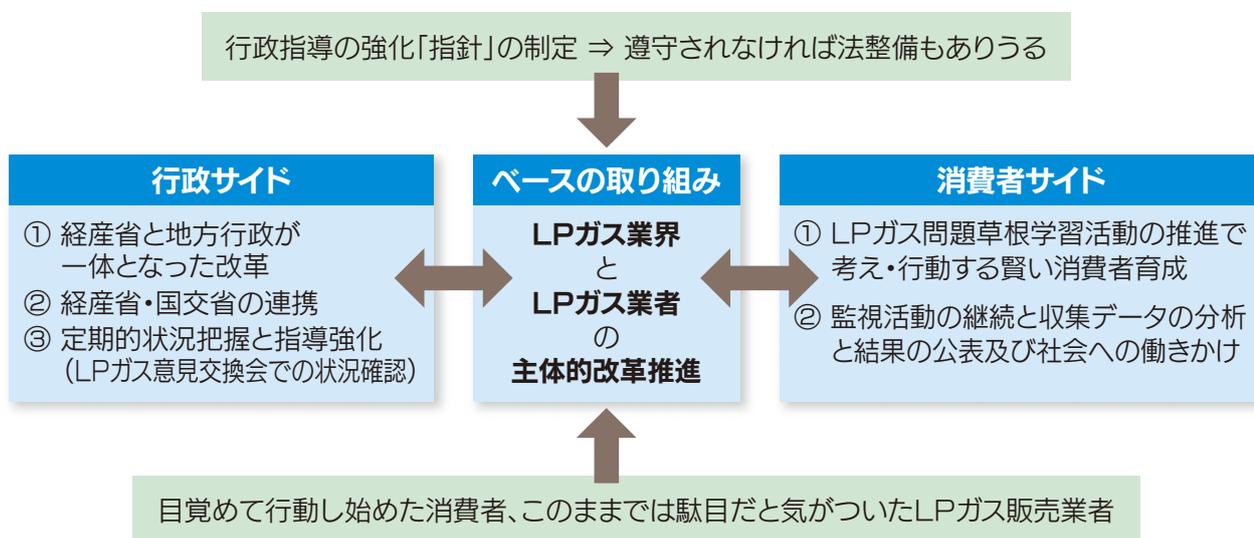


戸建て住宅も集合住宅も無償配管などへの過大投資の資金回収は、LPガス料金に上乗せが慣習！

「不透明と価格差」はなぜ生まれたのか、長い歴史の到達点です。解決には、行政・業界と業者・消費者と消費者団体それぞれの関わり方と役割の総合的な検討が必要です。業者だけの問題ではありません。しかし、上記課題を解決しなければ、LPガス業界の生き残りはありません。

問題提起

LPガス業界の問題点、透明性改革の動き



トピックス

なぜ多数の料金表があるのか 業界関係者等からヒアリングしてわかったこと

過大投資強要の実態は、無償配管にはじまり、ガストーブ・給湯器・エアコン・インターホンなどに拡大し止まるところがない状況に。

この過大投資の費用を多くの業者は、LPガスの価格に転嫁しています。したがって、過大投資の種類によって料金表も違ってきます。また投資の減価償却費用と償却期間、さらには吸収合併による、料金表の継承等によって、個別料金表は増えつづけ、大手業者では500種類以上の料金表があり管理出来ない状況になっているとのことです。

私たちの取り組みが実を結んでいます

「考える会」の活動に対して、エネルギー問題の専門家や行政からも高い評価を受けています。LPガス問題に対する私たちの取り組みは、明確な事実にもとづいて、社会の課題を解決しようとするものと言えます。

成果 → 短期間で国を動かしました

2016年2月から4月にかけて、経産省資源エネルギー庁は「総合資源エネルギー調査会 資源・燃料分科会 石油・天然ガス小委員会 液化石油ガス流通ワーキンググループ」(LPガスWG)を開催し、3回の審議をしました。その後、省令の一部改正と販売指針(ガイドライン)の交付につながりました。

ワーキンググループに協力してくれた業者さん達は、LPガス販売の現状に心を痛め、このままではLP業界の未来はないと考え、料金の透明化などに積極的に取り組んでいる業者さんです。

明らかになった実態(業者報告より原文のまま)

●現状の問題点

- ① 集合住宅に対する投資増加、新規物件に過大投資
- ② 他者の顧客を安価で切り替え
- ③ 差別対価、不当兼売、欺瞞的顧客誘引
- ④ 消費者に会社を選ばせない
- ⑤ 料金の非公開で経営安定をはかる

●今後の改革姿勢

- ① 消費者に選ばれるLPガス料金
- ② 消費者に説明できる料金体系
- ③ 我々の良心に恥じない料金体系
- ④ 将来は、三部料金制へ
- ⑤ 「情報の非公開化」「建設会社中心」ビジネスモデルから「情報公開」「消費者から選ばれる」ビジネスモデルに

●省令改正のポイント

- ① 料金の算定根拠を通知する
- ② 空調施設等の料金を記載する

●ガイドラインのポイント

- ① 標準的な料金メニュー等の公表(HPなど)
- ② 書面を交付するときの説明
- ③ 料金を変更する場合の事前通知
- ④ 苦情・問い合わせへの対応

国を動かす原動力になりました

評価 → 学識経験者や行政担当者から評価されました

(1) 2017年2月「公開学習会」橘川先生発言より ※橘川武郎（東京理科大学大学院教授）

- ① まず、2年間の活動で、ここまで世の中を動かしてきた「LPガス問題を考える会」の皆さんに心から敬意を表します。
- ② LPガスのワーキンググループでも、都市ガスの審議会でも、北海道の調査は、非常に説得力があるわけです。
- ③ **今まで色々噂で言われて来た事が、事実として数字で示され、2年間という短期間に国を動かした理由は事実の調査力です**

(2) 2017年2月「公開学習会」相内先生発言より ※相内俊一（小樽商科大学特認名誉教授）

- ① 今回の公開学習会の特筆すべき特徴は、消費者団体に加えてエネ庁、北海道の担当者が行政の立場から報告したこと
- ② 更に、エネ庁石油・天然ガス小委員会の委員長で、LPガス流通WGの座長を務める橘川先生から消費者・LP業者両方にコメントを頂いたことが学習会を盛り多きものにしました
- ③ 消費者としての機敏なセンスでLPガスの販売に問題点を感じとり、その思いがこの間の取り組みのスタートとなった
- ④ 消費者の「勘」や「印象」は極めて重要であるが、更に客観的なエビデンス（動かぬ証拠）の発見のプロセスと結果が示された点が、今回の学習会の白眉（最も重要）であった
- ⑤ **領収書・料金表を集め、アンケート調査をやり、集計・分析する、地道な作業がエビデンスを構成することとなった**
- ⑥ この手法は日生協のWEB調査、道のモニター調査に繋がり
- ⑦ これらの調査の必要性、緊急性の裏付けとなったのは「考える会」が示したエビデンスであった

(3) 2017年8月北海道地方LPガス意見懇談会

エネ庁谷企画官の報告より

① **北海道から始まった取り組みが契機となり、2017年度LPガス業界は大きな変化を迎えました**

- ② 省令は法律、守らなければ10万円罰則があります
- ③ 更に守られなければ、営業取り消しもあります
- ④ 当面ガイドラインを遵守し、守られなければ法的処置も視野に入れます

国、総務省と経産省エネ庁が実態調査に ～消費者懸念省令の一部改正とガイドラインが定めら

1. 2018年10月 総務省北海道管区行政評価局は調査結果を発表

～消費者団体が主張してきたLPガス販売の問題点が実証されました～

北海道管区行政評価局は、2018年4月から「液化石油ガスの取引適正化に関する調査」を実施し、同年10月に調査結果と調査結果に基づく改善通知を北海道経済産業局に通知しました。調査結果のポイントを纏めました。

注記 今回の調査は、経済産業大臣登録7事業所と北海道知事登録4事業所及び札幌市長登録4事業者合計15事業所を対象として実施されました。



① 配管、ガス給湯器等の設備設置費用をガス料金に含めているにもかかわらず、液石法第14条書面において、設備の名称、利用料等を明記していない業者が、11/15=73%ありました。

$$\frac{11 \text{ 事業所}}{15 \text{ 事業所}} = 73\%$$

② 価格の算定方法、算定の基礎となる項目及び算定の基礎となる項目についての内容説明を記載していない例 11/15=73%

$$\frac{11 \text{ 事業所}}{15 \text{ 事業所}} = 73\%$$

動き、消費者の懸念が実証されました れたが、「不透明」な実態は変っていないのでは?~

- ③ 供給設備及び消費設備の所有関係を適切に記載していない例
10/15=66%

$$\frac{10 \text{ 事業所}}{15 \text{ 事業所}} = 66\%$$

- ④ LPガス販売業者の所有する消費設備を消費者が利用する場合、該当消費者が支払うべき費用の額及び徴収方法を適切に記載していない例 10/15=66%

$$\frac{10 \text{ 事業所}}{15 \text{ 事業所}} = 66\%$$

- ⑤ 消費設備がLPガス販売業者の所有する設備であることを消費者に確認していない事例
10/15=66%

$$\frac{10 \text{ 事業所}}{15 \text{ 事業所}} = 66\%$$

- ⑥ 消費者にLPガス供給に係る料金その他消費者の負担となるものの算定根拠を通知していない事例 11/15=73%

$$\frac{11 \text{ 事業所}}{15 \text{ 事業所}} = 73\%$$

- ⑦ エネ庁の調査においてホームページで公表しているとする道内のLPガス販売事業者のホームページを確認したところ、ホームページで公表されていない事例4/21、ホームページそのものがない事業者4/21

$$\frac{8 \text{ 事業所}}{21 \text{ 事業所}} = 38\%$$

注記 8/21=38%がウソの申告をしています。この傾向は、道連の独自調査とも一致しLP業界の体質を端的に示しています。

総じて、省令の一部改正やガイドラインで示されたルールが守られていません。事態は根深いものがあります。LPガス販売の現状は長い歴史の到達点で、LPガス販売業者のだけの責任ではないのではと考えます。定めたルールを守れない「原因」解明と、行政・業界・消費者が連携した取組推進が必要です。

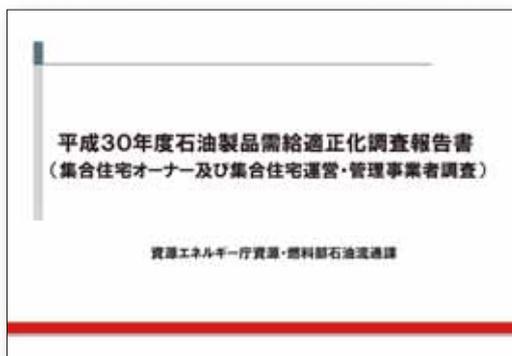
国、総務省と経産省エネ庁が実態調査に ～消費者懸念省令の一部改正とガイドラインが定めら

2. 2019年4月 資源エネルギー庁WEB調査 結果を公表

～消費者団体が懸念してきた、「不透明性」の実態が実証されました～

エネ庁は、2018年10月に実施しました「平成30年度石油製品需給適正化調査報告書」を2019年5月ホームページで発表しましたので、概要を纏めました。

注記 調査は集合住宅オーナー及び集合住宅運営・管理事業者等108社と集合住宅入居者6000人にWEB調査したものです。

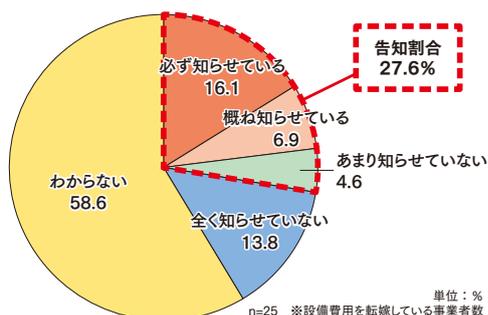


(1) オーナー及び運営・管理者アンケート結果ポイント

- ① LPガス料金への設備運用の転嫁物件なしは、19.5%にとどまり
転嫁物件ありが28.7%+わからないが51.7%=80.4%もありました
- ② LPガス料金の値上の事前告知は、必ず知らせているが16.1%にとどまり
まったく知らせていない13.8%+わからない58.6%=72.4%もありました
- ③ LPガス料金への設備費用の転嫁の告知は、契約時に伝える24.0%で、
伝えていない52.0%+わからない12.0%=64.0%もありました。
- ④ 請求書の内訳項目の設備費用が転嫁されている場合の請求書の明記状況は、
明記されていることが多いが12.0%にとどまり、明記されていないことが多い
40%+わからない48%=88%と、ほとんど利用者に知らされていません

値上げの告知について

Q10
LPガス料金を値上げする場合、1か月前までに、LPガス事業者が値上げの理由を入居者に通知(説明)していますか。



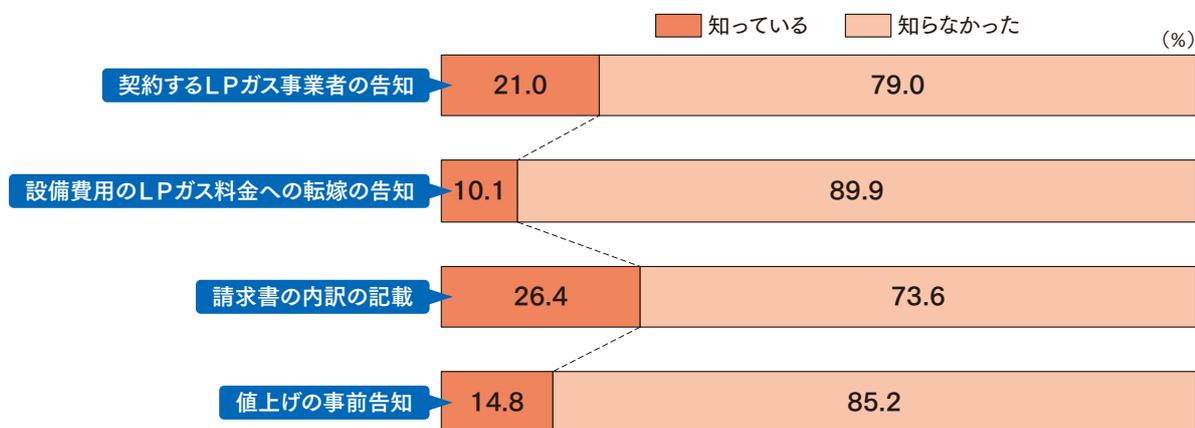
動き、消費者の懸念が実証されました れたが、「不透明」な実態は変っていないのでは?~

(2) 集合住宅入居者アンケート結果ポイント

- ① LPガス料金の評価と契約の見直し意向
入居者の67.8%は「LPガス料金が高い」と認識しており「見直したいとおもっている」が48.5%で、利用者は満足していません。
- ② LPガス料金の設備費用への転嫁の告知は、13.3%にとどまっています。
- ③ LPガス料金値上の事前告知は、告知が無く値上があったが12.4%にとどまり、何らかの告知があり、値上の事前告知の取組は前進しています。
- ④ 請求書の内訳記載については、基本料金の記載67.0%、従量料金の記載67.2%と前進していますが、設備利用等料金の記載は、22.1%の低い水準です。
- ⑤ LPガス販売業者の告知ルールの認知度合いは、どの項目も知らなかったが、70%以上を占め設備費用のLPガス料金への転嫁告知10.1%をはじめ値上の事前告知14.8%等総じて告知ルールの利用者への徹底は不十分です。

LPガス販売事業者の契約時の告知ルールの認知度

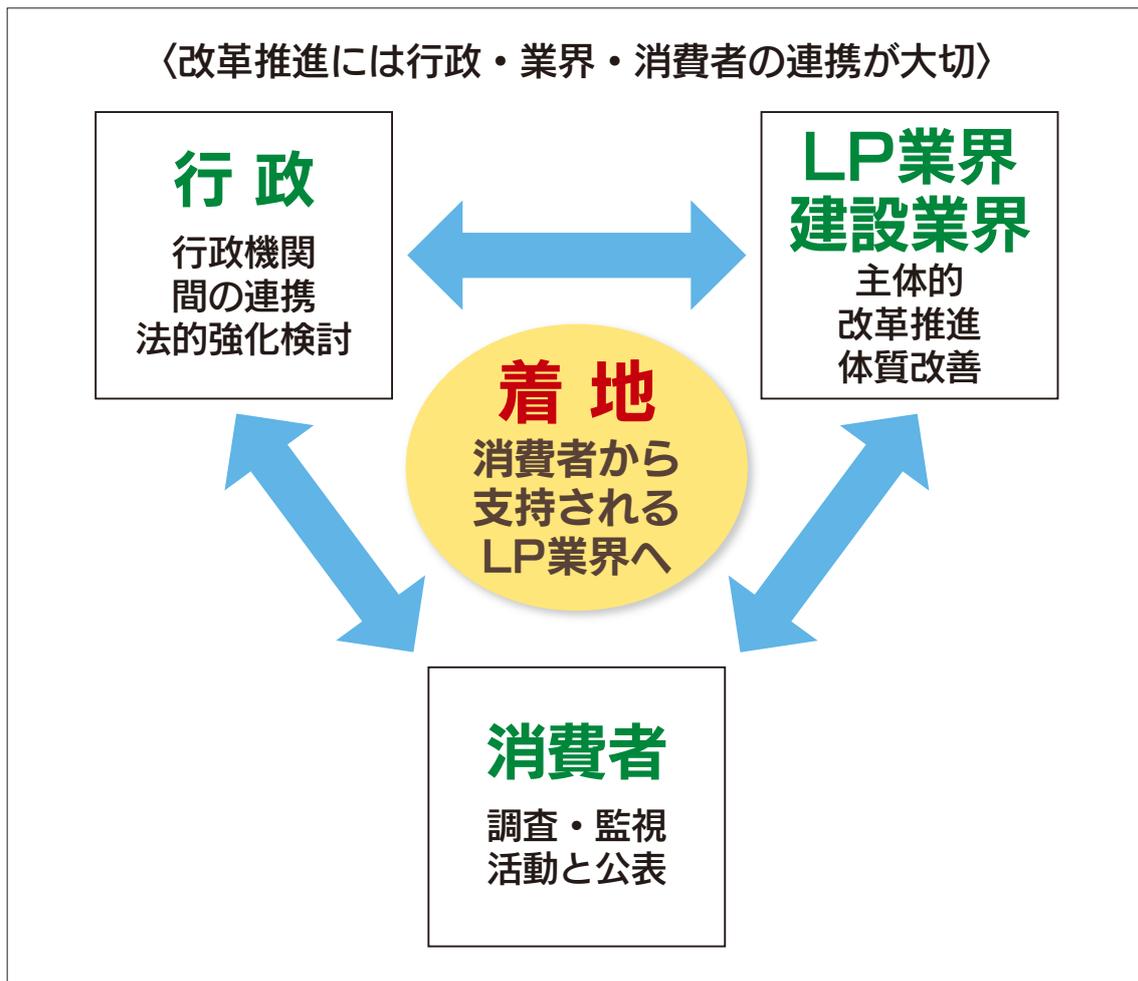
Q20 LPガス契約の際、入居者へ告知する以下のルールがあるのをご存じですか。



料金値上の事前告知・請求書の内訳記載など一部前進面がありますが、消費者の懸念「不透明性」が依然として残っており、省令の一部改正とガイドライン項目が遵守されていません。大きな問題が残っています。

消費者から支持されるLPガス業界へ、改革を求めます！

全国のLPガス業者は約2万社で、中小企業が多く、業界の近代化は遅れてきました。そのため、LPガス料金は不透明な料金体系や説明できないほどの価格差が、いまだに多く残っているのが現状です。業界の改革を進めるためには、経産省、北海道経産局、北海道、札幌市、国土交通省などの行政間の連携が不可欠です。また、消費者の調査・監視活動が今後も大きな推進力となっていくことは疑いありません。



消費者にとってLPガスは重要な家庭用エネルギーです
都市ガスなどのインフラ投資が期待出来ない地域では、
頼りになり災害時には、電気や都市ガスに代って大活躍
のLPガスです

課題は明確です。鍵は、消費者を尊重する業界の体質改革です

LPガスはもともと自由価格ですが、電力や都市ガスと比較して、料金の妥当性・消費者への合理的な説明への仕上がり度合いが低いのが、現状です。

その理由として、電力や都市ガスはもとは認可料金制度であり、行政による査定や料金水準の妥当性が審議会等で検証されているため、設定料金に社会的な合理性が確保されてきました。

しかし、中小事業者が多く、自由市場であるLPガス業界には、そのような合理性が働きにくく、古い体質を引きずったままです。そのため経産省が省令改正やガイドラインを制定しても、今日の状況を生んだ「原因」を解決しなければ、業界改革は前進しません。その懸念は、総務省の調査でも立証されました。

また、無償配管・無償貸与の問題の背景には、建設会社・建築物オーナーによるLPガス販売業者への「配管・機器の設置等の強要」があり、公正取引委員会、国交省などとの連携が必要です。

価格の透明化に向けて、「三部料金制度」の導入・確立が必要です。

さらに「原価+諸費用+利益」などの積み上げ方式による、社会に対して合理的な説明ができる「LP価格設定方式」の確立が求められています。

私たちがLPガス販売に望むことは

- ・ 適正価格・安定供給・安全確保
- ・ 消費者の知る権利と選択の自由の実現

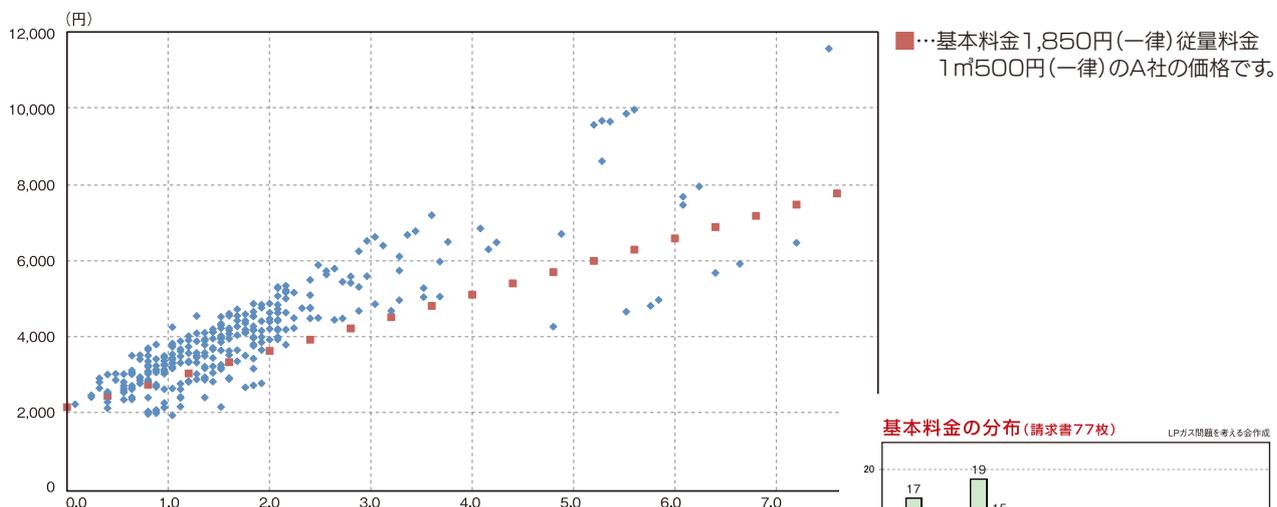
です

具体的には

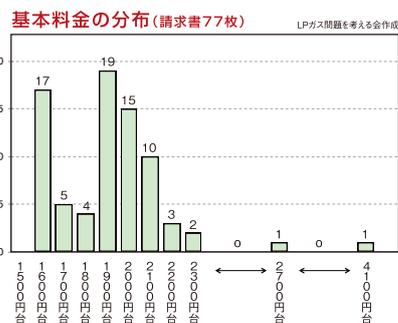
- ① 建設会社・オーナー等からの過大投資の「強要」をなくす
- ② 「三部料金制度」導入
- ③ 「LP価格設定方式」創造による料金メニュー設定
- ④ 経産省・国交省・都道府県等行政間の連携推進
- ⑤ 消費者とコンプライアンス経営を重視した業界の体質改革

北海道のLPガス調査データより

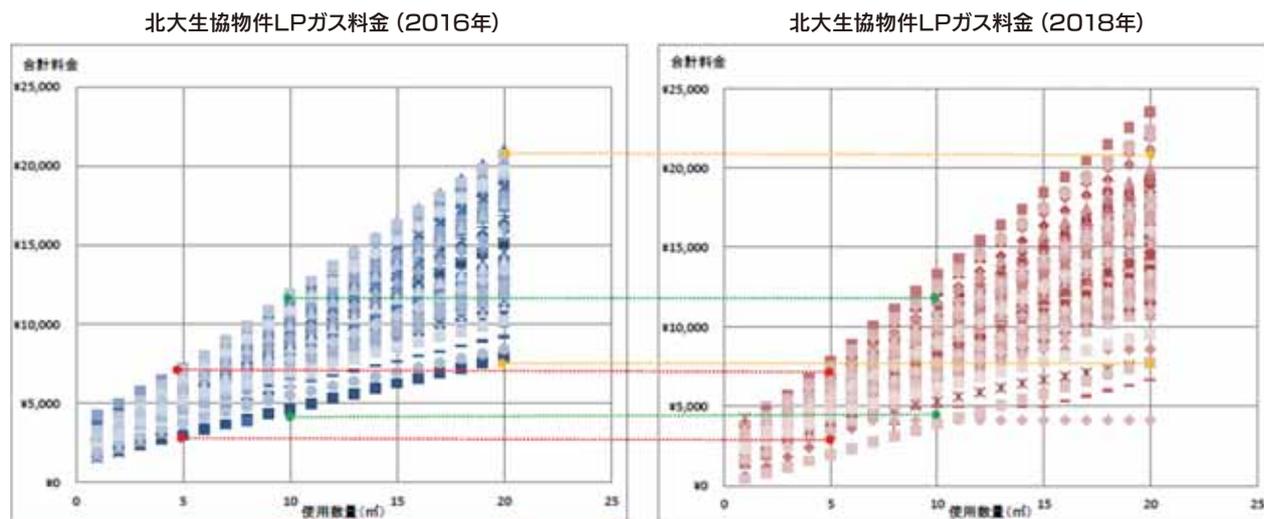
基本・従量料金の区別がない料金は、1㎡で85%もの価格差が



2015年6月の「考える会」の調査で、基本料金と従量料金の区別をしていない請求書241枚について分析しました。1カ月当たりの料金の分布は、上図の通りです。1㎡使用では約85%、2㎡使用では約58%もの価格差がありました。また、基本料金を区別している77枚の請求書の料金分布は右図にあるように中心帯は1600円から2300円。700円(43%)の差がありました。

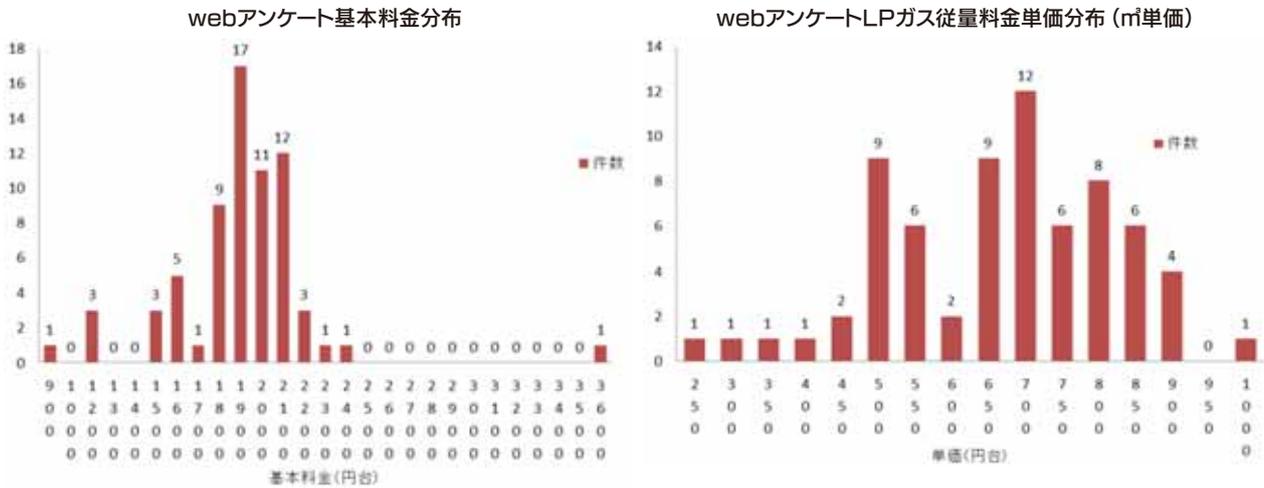


拡大する傾向にあるLPガス料金の価格差 (同一物件の比較)



2016年4月と2018年6月に行った北大周辺のアパート・マンション(サンプル数98棟、入居者数2763名)の調査を、比較したグラフです。2年間で値下げしたところと、値上げしたところがあり、価格差は拡大しています。また、同一業者の料金格差は、依然として大きく、5㎡では最大2069円、年額約25000円の違いが生じています。同一業者が同一エリアにもかかわらず、消費者に対して大きな価格差で販売していることは、公共性の高いLPガスの大きな問題です。

依然としてある、大きな価格差



2018年5月、コープさっぽろの会員に対して、WEBでアンケート調査を実施しました。その結果が上図です。基本料金について、中心帯は1500円～2400円で、1.6倍の価格差があります。また、従量料金単価（1㎡あたり）は、平均値が692円、中心帯は500円～900円と、1.8倍もの価格差があります。流通コストに違いがあるにせよ、灯油の価格実態と比較すると、納得性に欠けます。

北大生協での画期的な取り組み

家具・家電付

物件名	[REDACTED]			
所在地	[REDACTED]			
築年・構造・戸数	1986年10月 鉄筋コンクリート造 5階建 全30戸			
契約形態	賃貸(4ヶ月)	短期	ガス	2人暮らし専用
LPガス使用量	基本料金	1,207円(税込)	3,864円(税込)	6,514円(税込)
	従量料金	8,879円(税込)	11,246円(税込)	
※上記金額は税込(18%) ※標準価格等によって料金変動します。(平成29年4月1日現在)				
入居可能日	号室	階	間取り	築年
4月1日	302	3	7K	東
4月1日	303	3	7K	東
4月1日	305	3	7K	東
4月1日	306	3	7K	東
4月1日	504	5	7K	東

LPガス料金 (基本料金と5㎡ごとの従量料金を表示)

物件カードにLPガス情報を掲載!

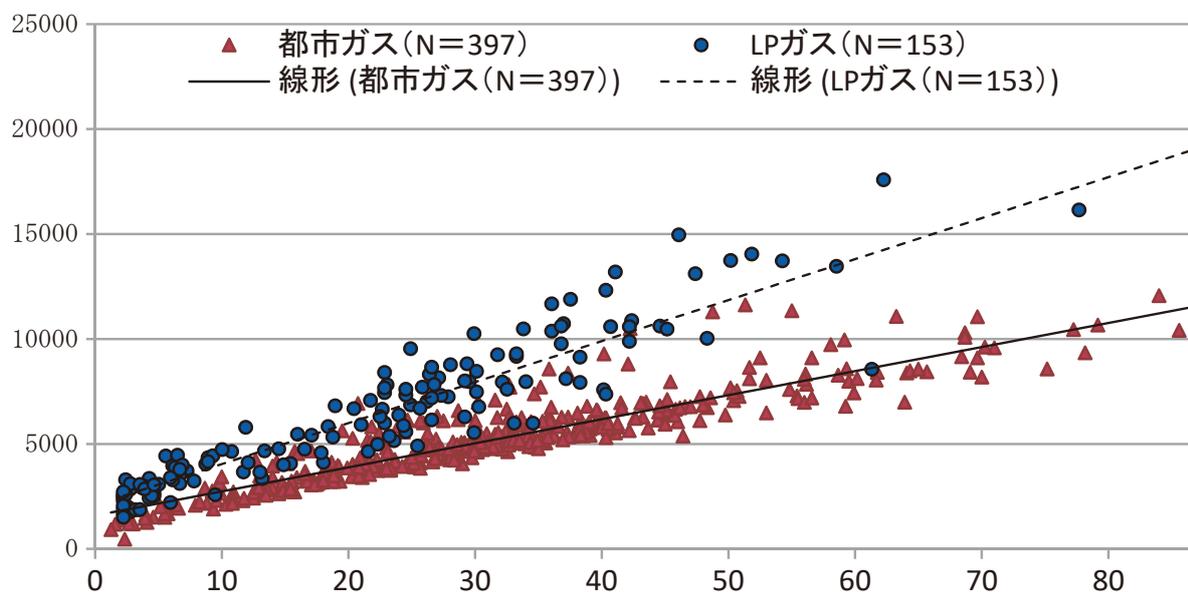
★ 家具・家電付で、すぐに新生活がスタート！
★ 隣の学生会館で食事も可能♪(朝食:300円・夕食:550円)～
～ 近隣情報 ～
○ 北大キャンパス(西門) 徒歩約6分
○ JR「桑園駅」 徒歩約10分
○ スーパー ジャスコ桑園店 徒歩約10分

※お部屋の形の一つです。図面は手書きにつき、概算を優先!

北大生協仲介部門では、LPガス使用物件の物件詳細カードに、左図のような料金情報を掲載しています。この結果、入居者が燃料費の比較ができるようになり、物件選択の大きな要素になりつつあります。また、オーナー向けにLPガス料金問題の勉強会を実施。実態が見えるようになり、販売業者との価格交渉につながっています。この取り組みは今後、LPガス料金透明化につながる一つのアイデアとして、注目されています。

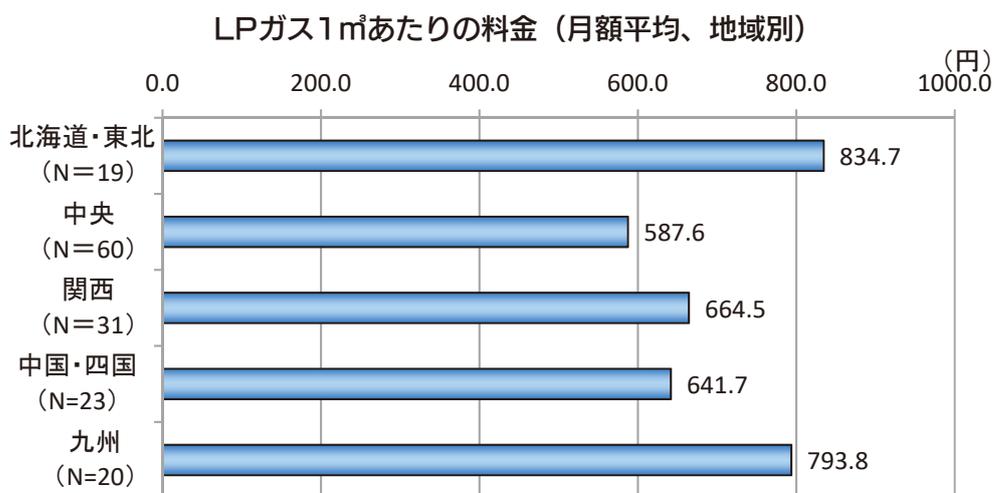
全国のLPガス、都市ガス調査

LPガスと都市ガス、料金の違いが鮮明



日本生活協同組合連合会による全国家計・暮らし調査の中で、LPガスに関する調査を行いました(2018年)。全国の組合員さんの中でモニター登録された1000名以上の方への調査です。LPガスと都市ガスの料金の分布を比較すると、同等の使用量であっても(カロリー調整済み比較)、全体的にLPガスの方が高くなっています。また、料金幅もLPガスの方が大きくなっています。

地域別LPガス料金比較グラフ



上記調査のLPガスの料金単価を、エリア別に比較したのが、上図です。北海道・東北エリアは、中央エリアに比べて、約1.4倍になっています。

情報公開に関する調査

販売業者のHP調査 公表情報と実体に違い

経産省が公表している事業者リストの北海道分を検証をした結果が、右の表です。公表どおりになっていない実態が明らかになりました。HPがない業者が8件、HPがあっても料金掲載していない業者が5件あります。

■ 経産省公表の事業者リスト（道内分）（考える会調査2018年6月）

	公表 事業者数	HPなし	HPあり	料金掲載 あり	料金掲載 なし
HP、店頭両方公表	21	6	15	14	1
HPで公表	30	2	28	24	4
計	51	8	43	38	5

注記 (8 + 5) / 51 = 25.4% がウソの報告をしている

法的に定められた書面による契約も不十分

(コープさっぽろWEB調査より2018年3月)

契約に関して、書面による提示が「あった」と回答した方は29.7%。「なかった」と回答した方は11.4%おり、「忘れた」の58.9%を考慮すると徹底されていないと思われます。ガイドライン制定以降も「ない」がまだ7.2%もあるのは問題です。義務付けられている書面交付や利用者への説明が充分なされていないことが分かります。**北海道庁の消費生活モニター調査（平成30年度調査）でも「契約書等もらった上で説明を受けた」と回答した方が48.6%に留まっています。まだ50%以上が説明を受けていません。**

■ LPガス販売業者との書面契約について（契約時）

	回答計	書面による 契約があった	書面による 契約がなかった	忘れた
全体	1,265	376	144	745
1年以内利用（人）	69	46	5	18
2年以上利用（人）	1,140	316	128	696
その他（人）	56	14	11	31
全体	100%	29.7%	11.4%	58.9%

新聞記事

LPガス料金不透明

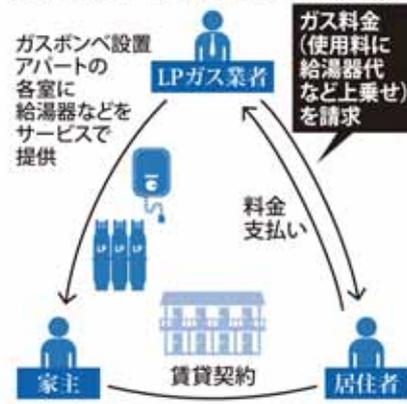
エネ庁が全国調査へ

液化石油ガス（LPガス）を利用する賃貸アパートなどの居住者が不透明な料金を払わされているケースがあるとして、資源エネルギー庁は月内にも、消費者を対象にした初の全国調査を実施する。同庁は、業界の一部業者が営業経費を上乗せして「ガス利用料」を請求しているとみている。同庁は業界に是正を求めており、実態調査を通じて消費者に注意を促す狙いがある。

【高橋昌紀】

関係者によると、業界はバブル期の1980年代から競争が激化し、アパートなどの物件所有者にガスボンベを置く見返りとして、各戸に設置する給湯器や冷暖房機、インターネット利用料に上乗せし、

資源エネルギー庁が問題視するLPガス契約



居住者に請求する業者も多かったという。そうした商慣習の是正を図り、同庁は2017年2月に液化石油ガス法の省令の一部を改正。業者はLPガスの標準的な利用料金を公表する▽LPガスの利用料金以外は請求書に「冷暖房機使用料」などと分けて明示することなどを定めた。今回実施する調査

では、請求書に明細が記載されているかなどを消費者に確認する方針だ。

かつてガス利用料に営業経費を上乗せしていた関東地方の業者は「LPガスは高いというイメージが奏功したのか、多少上乗せしても、ほとんどの人は不審に思わなかった」と

明かす。別の業者も「契約が不透明と分かって

LPガスと都市ガス

プロパンやアタンを主成分とするLPガスに対し、都市ガスはメタンが含まれる天然ガスが主な原料。LPガスは液化できるため、地中にガス管が張り巡らされていない郊外で多く使われている。都市ガスは液化するのにマイナス162度まで冷やす必要があり、気体のままガス管で供給される。

プロパンやアタンを主成分とするLPガスに対し、都市ガスはメタンが含まれる天然ガスが主な原料。LPガスは液化できるため、地中にガス管が張り巡らされていない郊外で多く使われている。都市ガスは液化するのにマイナス162度まで冷やす必要があり、気体のままガス管で供給される。

プロパンやアタンを主成分とするLPガスに対し、都市ガスはメタンが含まれる天然ガスが主な原料。LPガスは液化できるため、地中にガス管が張り巡らされていない郊外で多く使われている。都市ガスは液化するのにマイナス162度まで冷やす必要があり、気体のままガス管で供給される。

プロパンやアタンを主成分とするLPガスに対し、都市ガスはメタンが含まれる天然ガスが主な原料。LPガスは液化できるため、地中にガス管が張り巡らされていない郊外で多く使われている。都市ガスは液化するのにマイナス162度まで冷やす必要があり、気体のままガス管で供給される。

プロパンやアタンを主成分とするLPガスに対し、都市ガスはメタンが含まれる天然ガスが主な原料。LPガスは液化できるため、地中にガス管が張り巡らされていない郊外で多く使われている。都市ガスは液化するのにマイナス162度まで冷やす必要があり、気体のままガス管で供給される。

プロパンやアタンを主成分とするLPガスに対し、都市ガスはメタンが含まれる天然ガスが主な原料。LPガスは液化できるため、地中にガス管が張り巡らされていない郊外で多く使われている。都市ガスは液化するのにマイナス162度まで冷やす必要があり、気体のままガス管で供給される。

プロパンやアタンを主成分とするLPガスに対し、都市ガスはメタンが含まれる天然ガスが主な原料。LPガスは液化できるため、地中にガス管が張り巡らされていない郊外で多く使われている。都市ガスは液化するのにマイナス162度まで冷やす必要があり、気体のままガス管で供給される。

出典：毎日新聞2018年9月2日付

プロパン産業新聞記事

北海道生協連 川原敬伸事務局長

知る権利と選択の自由を



川原敬伸事務局長

北海道地方LPガス懇談会には4年間連続して参加している。この間どのように取り組み、教訓化した新たな課題を考えていくか、これは、生協連だけでなく4年前に組織したLPガス問題を考える会として報告したい。

北海道は非常に広く、さらに過疎化が進み、都市ガスの新たなインフラ整備は期待できない。LPガスの普及率は全国平均より10ポイント程度高く家庭用エネルギーとしてLPガスは重要性を増している。

LPガス販売に望むことは、適正価格と安定供給、安全確保の3つ。同時に消費者の権利として知る権利と選択の自由が保障されないと、自由市場の商品としてみまわれないと考えている。

北海道発でLPガス問題がクローズアップされたきっかけは、事実上基づくエビデンスをきちんと示したことにあった。それが国を動かして省令の一部改正と指針発行につながっている。

LPガス問題の到達点としては、消費者は料金体系の「不透明さ」と「価格の高さ」「解約時のトラブル」などの不満、不安を感じている。LPガスを公共料金と勝手に思込み、自由価格で価格交渉できる対象ではないと勘違いしていたこと。これらを背景にものを言わない、行動しない消費者に甘えて、業界側も業界の改革、自己改革を

忘ってきた。その結果、消費者にとってLPガス業界は、なんとなく不透明なマイナスイメージに映っているのではないかと。これは、決してLPガス業界の発展、消費者にとっても良いことではない。このままでは、自由化のなかで生き残ることはできない。

LPガス料金の不透明と価格差問題の背景は、LPガス業界の長い歴史の到達点であり、解決には行政・業界と消費者と消費者団体それぞれの関わり方が必要だ。価格の問題では、過大投資の強要を断っているLPガス事業者も多くいるべき。一方、仕方なくやっている事業者、安易に顧客獲得のためにやっている事業者もいるだろう。そういう面では、消費者側からみると、知らされていない、説明されていない、選べないという現状のなか、過大投資の償却費用を料金に上乗せされ、知らないまま払い続けているケースが多いようである。

LPガス料金の不透明と価格差問題の背景は、LPガス業界の長い歴史の到達点であり、解決には行政・業界と消費者と消費者団体それぞれの関わり方が必要だ。価格の問題では、過大投資の強要を断っているLPガス事業者も多くいるべき。一方、仕方なくやっている事業者、安易に顧客獲得のためにやっている事業者もいるだろう。そういう面では、消費者側からみると、知らされていない、説明されていない、選べないという現状のなか、過大投資の償却費用を料金に上乗せされ、知らないまま払い続けているケースが多いようである。

LPガス事業者は被害者と加害者の側面を抱えている。消費者側から見ると、知らされていない、説明されていない、選べないという現状のなか、過大投資の償却費用を料金に上乗せされ、知らないまま払い続けているケースが多いようである。

るが、一方その準備の良さはLPガスの問題点については、従前から把握していたとも推測でき、業界再編、寡占汰され、業界再編、寡占化により管理価格で高値安定するのではとも懸念しており、引き続き消費者として監視の目を持っていかないといいけない。

2018年度は行政・消費者の取り組みが進み、その例として総務省北海道管区行政評価局がLPガス取引適正化の調査を実施中だ。この調査は行政が法律に基づいてきちんと役割を果たしているか調査し評価するもので、経産省の一連の動きが、総務省から評価されていることを意味する。この結果が全国に波及し、全国で実施することになれば大きな力になるのではと期待している。

消費者サイトで比較サイト検討

LPガス問題を考えるとしてエビデンスに基づき、①ホームページの実態調査の2016年、18年の北大周辺のアパートの価格調査などを実施した。LPガス振興センターの調査によると、道内でHP・店頭両方で公表している事業者が21件、HPで公表が30件の計51件と報告されていた。

しかし、申告した事業者の実態を調査すると、HPがない8件、HPがあるが料金表が無い5件と計13件で誤申告が見受けられた。厳しい言い方をするとその事業者は経産省調査に間違った報告をしているということ。

これは関東の調査でも同じ傾向だと聞いている。道内でHPを持っている業者88件の調査では、HPを出しているが、料金を掲載していない業者は全体の37.5%にあたる33件。料金算定の根拠表示は26%が掲載しておらず、大手のHPは情報量が多く、LPガス料金をたどり着くまでのクッキリする数が多く、分りづらいなど課題が残る。

また、2016年と2018年大学生協幹旋の018年大学生協幹旋のアンケート・マンション料金表調査を行ったが、基金・従量料金が共に下げているなど、波及効果が出ているようだ。

一方、生協組合員WEBアンケート（LPガス利用者1265件）では、2016年の調査時、基本料金と従量料金の区分は20%だったが、2018年調査では約60%となり取組は前進したことは評価したい。

今後の課題としては、省令とガイドラインに沿った事業展開の徹底が最重要であり、それを保障する制度として三料率金制度導入を一日でも早く100%を目指してほしい。また、法的なハードルがいくつかあると思うが、LPガス価格、サービスなどを比較できるサイトを消費者側から発信できないか検討していきたい。これらの取組みが促進することにより、LPガスは消費者が選べるエネルギーになるのでは。17日、平成30年度北海道地方LPガス懇談会から

私たちの行動が重要です!

1 学んでみませんか!

LPガス問題への関心と普及率が高い地区で、LPガス問題の学習会を開催しましょう。講師の依頼は道連へ。

2 調べてみませんか!

下記のがが家のLPガスチェックシートで、現状を把握しましょう。

3 行動してみませんか!

データ集計の協力者を各県で300人登録し、実態を把握します。

4 法制化を目指します!

データ分析に基づいて、国・道との折衝で、省令の徹底とガイドラインの法制化を推進します。

我が家のLPガスチェックシート

1. 契約時にLPガス販売業者から契約書・料金表をもらいましたか
2. 契約時・料金システムの説明はありましたか
3. 料金システム、配管・ガス器具所有関係の説明はありましたか
4. 請求書・領収書は、基本料金と従量料金が区別されていますか
5. 我が家のLPガス基本料金と1㎡単価は知っていますか
6. 原料費調整制度は実施されていますか
7. 毎月の請求書の内容はチェックしていますか

LPガス問題のお問い合わせ先 (LPガス問題を考える会事務局団体)

●北海道生活協同組合連合会

専務理事 平 照治
担当事務局 川原 敬伸

電話 011-841-8601 FAX 011-841-8605